

青森自然誌研究会投稿規定

1. 総則

- (1) 投稿は本会会員に限るが、共著の場合は非会員を含むことができる。本会からの依頼原稿については、会員以外の執筆も可能である。原稿依頼は会長の承認を必要とする。
- (2) 内容は未発表のもので、国内外の動物・昆虫・植物・菌類・地学等の自然誌に係わるもので、生態・分布・形態・分類等の研究及び研究誌を主とする。
- (3) 著者の倫理的責任及びオーサーシップは、日本学術振興会ガイドライン (Section IV : Presenting Research Results) に従う。

2. 原稿の種類

- (1) 投稿の種類は、一般論文、短報及び追悼文とする。
- (2) 本研究会及び他団体での口頭発表・ポスター発表、卒論等の研究内容の論文投稿を認める。その旨を掲載論文欄外に記述する。
- (3) 本誌の掲載論文内容を、事業報告等に転載するときは、その旨を双方に記述し、本誌掲載を主とする。同内容の二重投稿は認めない。
- (4) 追悼文は、原則本研究会会員であった物故者とするが、会員外は会長が掲載の判断をする。

3. 原稿の投稿

- (1) 投稿原稿は、必ず原稿執筆要領に従って執筆する。
- (2) 投稿の締め切りは概ね、その会計年度の1月末とする。
- (3) 原稿は、原則一般論文が刷り上がり10ページ以内、短報が2ページ以内、会員の会誌への投稿ページ数は、投稿数に関係なく合計10ページ以内とする。それを越える印刷の経費は著者負担とする。共著で会員が複数の場合は、会負担の総ページ数は会員数×10頁までとする。(字数行数は執筆要領による)。カラー印刷希望は自己負担とする。追悼文は、上記総ページ数に含めない。
- (4) 本文・図・表・写真等は著者の未発表のものとするが、他論文からの引用で著作権等に触れる場合は事前にその承諾書の写しを添えること。特に図表・写真は転載しないことが望ましい。

4. 投稿方法

- (1) 投稿先は事務局及び編集担当者、照会は事務局とする。
- (2) 投稿は電子メールによるデジタルデータでの提出が望ましい。または電子データ記憶媒体等で投稿する。
- (3) 投稿は必ず投稿票(研究会HPに掲載、必要な方は事務局連絡)に記入し、原稿等と一緒に提出する。
- (4) 投稿した原稿、写真、図版及び電子データ記憶媒体は原則返却しない。返却希望の場合は、投稿の際に事務局に依頼し、その送料は自己負担とする。

5. 投稿原稿の審査

- (1) 原稿はあらかじめ幹事編集担当者が確認し、その後各分野の専門家に査読される。査読者の意見は必要に応じて著者に送られ、それを元に訂正・追加し、指定された期限内に再提出する。
- (2) 期限を過ぎたものは投稿を辞退したものと判断する。
- (3) 査読者の氏名は一切公表しない。投稿原稿での本研究会選出査読者への謝辞は不要とする。
- (4) 原稿の採否、掲載順序、体裁等は編集幹事に一任する。

6. 著者校正

- (1) 著者の校正は原則初校のみとする。
- (2) 著者の校正提出日は事務局が指定する。期限を過ぎたものは訂正等ないものとし掲載する。
- (3) 著者は初校提出時に、初校返送連絡表に記入し必ず校正原稿と一緒に提出する。

7. 投稿者への連絡

- (1) 投稿者には、原稿の受領、査読による意見、掲載決定、初校等の進展状況などを順次通知する。
- (2) 会員外共著の場合は、連絡先は共著内の筆頭の会員とする。執筆責任者は共著筆頭会員への通知を基に検討する。その初校結果は会員から幹事編集担当者に書面か電子メールで提出する。

8. 別刷及びPDF

- (1) 投稿者には写真形式PDF(印刷体をスキャンしたPDF)を事務局で制作し投稿者に進呈する。
- (2) 別刷及びテキスト形式PDF(Web用PDF)は筆者の希望により実費で作成する。
- (3) 掲載論文の本会Webへの掲載は目次のみ行う。

9. 掲載に関わる経費

- (1) 掲載代は、会員1名につき白黒印刷投稿総頁10頁以内を研究会が負担する、また、追悼文は研究会が負担する。
- (2) 超過頁代、カラー印刷代、別刷代、テキスト形式PDF(Web用PDF)作成代等は著者負担とする。所属機関・団体での負担も認める。負担金額は幹事で検討し随時更新する。別刷りは50部単位とする。
- (3) 会員外の共著者には、掲載会誌を会員価格で提供する。

10. 著作権等及び報文の転用

- (1) 掲載された論文の著作権及び版権は原則本会に帰属する。
- (2) 著者自身の責任において、著者自身の論文の一部の引用、別刷や電子媒体(PDF)などの作成、Web等での公開ができる。それに対し原則として当会ではその責任を負わない。
- (3) 著者が全文を著作権の法律の範囲外で他の印刷物に転載するときは、会長の承諾を得ること。
- (4) 著者以外が本誌掲載論文の全文または一部(図表写真を含む)を、電子媒体を含め複写及び複製する行為は著作権上の例外以外禁止する。著者以外が希望する時は会長及び著者の承諾を得ること。

平成7年5月14日 制定、平成10.4.26; 12.4.23; 14.4.27; 15.4.20; 20.4.27; 21.4.26; 22.4.25; 27.12.10. 一部改訂
令和6年5月26日 再制定